



食安発 0519 第 1 号
平成 27 年 5 月 19 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 102 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 273 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、クエン酸三エチルを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬アセタミプリド、動物用医薬品アプラマイシン、農薬クレソキシムメチル、農薬クロチアニジン、農薬クロラントラニリプロール、農薬ジクロベニル、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム、農薬フルオルイミド、農薬マラチオン、農薬マンデストロビン、動物用医薬品メロキシカム及び動物用医薬品モサプリドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、クエン酸三エチルの成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。また、同規定に基づき、クエン酸三エチルの使用基準を設定したこと。

第 2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

(1) 残留基準関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができる。

農薬等	食品
アプラマイシン	牛の脂肪、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分
クレソキシムメチル	なつみかんの果実全体
クロチアニジン	ぎんなん
クロラントラニプロール	小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、アスパラガス、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実及びホップ
ジクロベニル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、トマト、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイス
ピリフルキナゾン	だいこん類の根及びだいこん類の葉

フルアジナム	えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、西洋わさび、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、にんにく、わけぎ、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、パパイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及びその他のハーブ
フルオリミド	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
マラチオン	こんにゃくいも、さとうきび、こまつな、きょうな、ごぼう、しゅ

	んぎく、にら、わけぎ、みつば、しろり、まくわうり、その他のうり科野菜、しょうが、しいたけ、その他のきのこ類、うめ、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、茶、コーヒー豆、カカオ豆、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつ
メロキシカム	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪

(2) 添加物関係

公布日から適用されるものであること。

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するアセタミプリドとは、農産物及びはちみつにあっては、アセタミプリドをいい、畜産物にあっては、アセタミプリド及び代謝物 IM-2-1【 N^1 -[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]- N^2 -シアノアセトアミジン】をアセタミプリドに換算したものの和をいう。
- (2) 今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、農産物及び魚介類にあっては、クレソキシムメチルをいい、畜産物にあっては、クレソキシムメチル及び代謝物 M9【2-[2-(4-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸】をクレソキシムメチルに換算したものの和をいう。
- (3) 「干しぶどう」に設定されているクレソキシムメチルの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。
- (4) 「食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）」に設定されているクレソキシムメチルの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）」で農薬が検出された場合には、当該

加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他の果実」の基準値への適・不適を確認する。

- (5) 今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアメトキサムの代謝物でもあり、チアメトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
- (6) みかんの果皮及びその他のスパイス（みかんの果皮を除く。）に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のスパイス」として基準値を設定する。
- (7) スペアミント、ペパーミント及びその他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のハーブ」として基準値を設定する。
- (8) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているクロラントラニリプロールの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値への適・不適を確認する。
- (9) 今回基準値を設定するジクロベニルとは、農産物にあつてはジクロベニル及び代謝物 BAM【2,6-ジクロロベンズアミド】をジクロベニルに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはジクロベニルをいう。ただし、フルオピコリドが検出された場合など、BAMの残留がフルオピコリドの使用によることが明らかな場合には、フルオピコリドに定められた規格基準を適用することとし、ジクロベニルに係る規格基準によらないこと。
- (10) 今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物 B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和をいう。
- (11) なつみかん及びなつみかんの外果皮に設定されているマラチオンの基準値については、これらの基準を統合して「なつみかんの果実全体」として基準値を設定する。
- (12) その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）に設定されているマラチオンの基準値については、この基準を削除して「その他のスパイス」として基準値を設定する。
- (13) 「小麦粉（全粒粉を除く。）」に設定されているマラチオンの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の基準値への適・不適を確認する。
- (14) 「トマトジュース」に設定されているマラチオンの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「トマトジュース」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「トマ

ト」の基準値への適・不適を確認する。

- (15) 今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン（*R*体）及びマンデストロビン（*S*体）の和をいう。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬マンデストロビンに係る新規農薬登録、農薬アセタミプリド、農薬クレソキシムメチル、農薬クロラントラニリプロール、農薬クロチアニジン、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム及び農薬フルオルイミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

なお、動物用医薬品アプラマイシン、農薬クレソキシムメチル、農薬ジクロベニル、農薬マンデストロビン及び動物用医薬品モサプリドに係る試験法については、後日通知することとしていること。

第 4 添加物に関する事項

使用基準関係

- 1 「通常の食品形態でない食品（カプセル及び錠剤（チュアブル錠を除く。）に限る。）」に菓子類は含まれないこと。
- 2 「液卵（殺菌したものに限る。）」は、鶏卵を割って、卵殻を取り除いただけのもの、卵黄又は卵白を分離して取り出したもの、卵黄及び卵白を混合したもの並びにこれらに加塩又は加糖したものを告示に規定する食鳥卵の製造基準における殺菌液卵の鶏の液卵に規定する方法で加熱殺菌したものであること。
- 3 粉末清涼飲料は希釈して清涼飲料水の状態で飲用に供するものであることから、使用基準中の「清涼飲料水」の使用基準を適用すること。
- 4 クエン酸三エチルの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。